

## 石垣市手話言語条例（案）に対して提出された意見と市の考え方（案）

石垣市手話言語条例（案）に対して実施されたパブリックコメント（市民の意見）募集において、市民の皆様からご意見が寄せられました。

頂いたご意見について整理しましたので、市の考え方と併せて公表いたします。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力にお礼申し上げます。

### 【パブリックコメントの実施状況】

意見の募集期間：平成31年1月16日（水）～平成31年2月1日（月）

意見の提出方法：①郵送 ②電子メール ③FAX ④窓口持参

意見の提出件数：5件

	意見内容	該当ページ	市の考え方
1	私は石垣市手話奉仕員養成講座「入門編」と「基礎編」を受講した者です。手話の世界を知ったことで、社会参加できる喜びを知り、生きがいを感じてとても楽しく過ごしています。そうした中で感じたことですが「入門編」と「基礎編」の間が半年も空き、その間の時間の経過をもったいなく思いました。できれば、空きをなくして継続することが、あるいは空きの期間にもっとろうの方達との交流の場を設けるなどあれば、手話をもっと身近に感じられると思います。		今後は「入門編」終了後、早い時期に「基礎編」が始められるよう調整するとともに、当事者団体等と調整の上、ろう者や手話を学ぶ市民等との交流の場の創出に努めて参ります。
2	小さい頃から手話に接した方が広がりが出てくると思います。小学校、中学校、高校と手話の学習時間を設けることは可能でしょうか。生活の中で必要に応じて、誰もが自然と手話で会話ができる世界はととてもすばらしいと思います。		本条例で毎月第3水曜日を「手話推進の日」と定め、広く市民に手話言語への理解を広めることとしています。各ご家庭や保育所等から手話に親しみを感じ、各学校においても、段階的に手話を学び、手話・ろう児・ろう者と接する機会がもてるよう、関係機関と調整して参ります。全ての市民が地域で安心して暮らせるまちづくりに役立つ条例にしていきましょう。
3	よくまとまっていると思います。		ありがとうございます。当事者との意見交換や学習会、当事者団体による講演会等もあり、3回の検討委員会においてまとめていただきました。条例制定後は、市民への周知及び諸施策の推進に努めて参ります。
4	条例の広報の時は、分かりやすい表現をお願いします。 *ホームページには手話通訳 *パンフレット等にはイラスト 等		一人でも多くの市民に行き届く条例となるよう、ご意見を参考に親しみやすくわかりやすい広報ができるように努めてまいります。
5	石垣市のホームページにのっている紹介や情報についても、手話通訳をつけて欲しいです。市民だけでなく、観光客にも役立つと思います。		市政情報や本市の魅力を発信する有効な手法として、参考になるご意見を有難うございます。各担当部署と調整し、情報のバリエーションに努めて参ります。